

令和2年3月9日

幸手市立吉田小学校
保護者 様

幸手市立吉田小学校
校長 二階堂 朝光

新型コロナウイルス感染予防に係わる臨時休業日における給食費の返金について

向春の候、保護者の皆様におかれましては、ご清祥のことと存じます。また、日ごろから本校の教育について、多大なるご理解とご協力をいただいておりますことに感謝申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染予防に係わる臨時休業が3月2日から春休みまで実施されております。

つきましては、臨時休業中提供できなかった給食費について、下記のように対応いたします。何卒、ご理解の程よろしくお願い申し上げます。

記

- 3月の給食費については、日割りで返金します。
 - * 月ごとの給食費集金額は、4300円ですが、この金額はすべての月を平均しての金額です。3月については、月途中の転入学児童への返金方法に準じ、その月の給食回数と一食当たりの単価で算出いたします。
 - * 3月の給食回数は、13回になります。

(お願い)

- 口座に返金分をお返しするため、6年生については、しばらく口座を解約しないようお願いいたします。全学年とも返金での手数料は発生しません。
- 返金額、返金日が決まりましたら、改めてメール配信いたします。